

栗東市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

栗東市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標と計画の期間	2
3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
4. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1.計画の趣旨、現状

(1)計画の趣旨

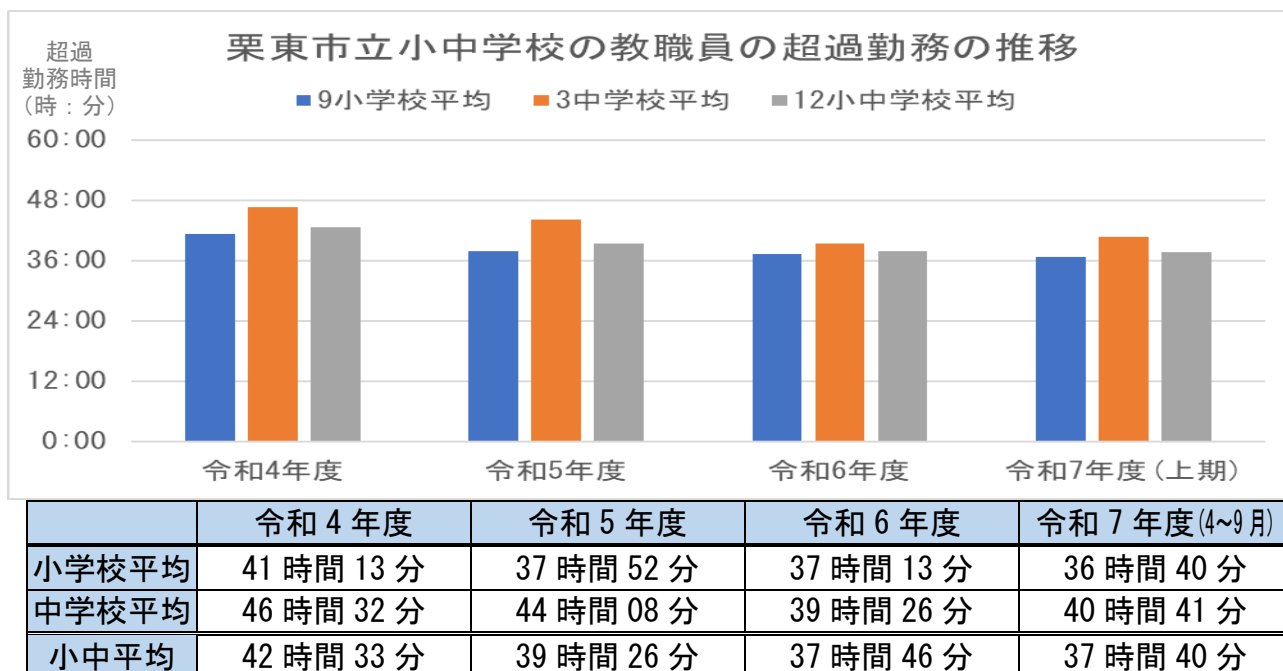
栗東に暮らす人々が、豊かな生活と人生を送り、未来の創り手となる子どもたちの育ちを支えるため、本市では、第4期栗東市教育振興基本計画を策定し、基本目標「心豊かでしなやかに生きる人の育成～レジリエンスを高める栗東の教育～」を掲げている。

この目標を実現するには、教職員が心身ともに健康で、誇りややりがいをもって職務に専念し、専門性と資質能力を最大限発揮できるようにするための環境の整備が不可欠である。「教師は最大の教育環境である」と言われるように、教職員の働きやすさと働きがいを両立した環境を目指すことは、子どもたちにとってよりよい教育の実現、上記目標の達成につながることから、適正な業務量管理と健康確保の措置を行うことを本計画の趣旨とする。

(2)本市の現状

本市では、平成30年11月に「栗東市における学校の働き方改革推進計画」を定め、教職員の在校等時間の管理および縮減に努めてきた。現在は、第4期栗東市教育振興基本計画の基本的方針3「安全・安心な保育・教育環境をつくる」において「超過勤務を軽減する働き方改革の推進」を掲げ、栗東市学校における働き方改革推進協議会による実効性の高い検討を交えながら、「『複数月平均で超過勤務時間が80時間を超えない職員の割合』を100%にする」と活動・成果指標を定めている。

しかしながら、勤務時間内に業務が完了できる教職員は少なく、以下に示す通り多くの教職員が超過勤務をしている現状がある。



※それぞれ一月当たりの超過勤務時間数

超過勤務の理由としては、授業以外にも、授業準備、教材作成、生徒指導、部活動の運営、保護者対応、膨大な事務作業など幅広い業務を担っており、業務負担の多さが長時間労働につながっている。また、保護者からの過度な要望の対応や児童生徒間のトラブル対応といったことが時間的にも心理的にも負担となっている。

「子どもたちの成長に貢献できている」というやりがいを感じている教職員がいる一方で、多様化・複雑化する教育課題への対応に日々追われ、身体的・心理的負担を抱える教職員が少ない現状がある。

こうした現状を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

2.目標と計画の期間

本計画の期間は令和8年度から11年度の4年間とし、この期間において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外・在校等時間に関する目標

時間外・在校等時間に関する目標				
目 標		実態 (R6)	中間目標 (~R9)	最終目標 (~R11)
①	1年間における1箇月時間外・在校等時間の平均時間を30時間程度にする	37時間 46分	35時間	30時間
②	複数月在校等時間が月80時間を超えない教職員の割合を100%にする	98%	99%	100%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【14.2日】
- ・ストレスチェックにおける総合健康リスク値^(※1)の市内平均を84以下とする【84.1】

(※1)

総合健康リスク値 = 量的負担 (数値が低いほど良好) × 裁量度・上司の支援・同僚の支援 (数値が高いほど良好) ÷ 100

【総合健康リスク値とは】

総合健康リスクは、仕事のストレス要因から予想される健康問題が発生するリスクを、全国平均を100として表す。

例えば、総合健康リスク値が「110」の場合、その組織において健康問題が全国一般より10%多く発生すると予想。

目安としては、総合健康リスク120以上:注意が必要 総合健康リスク150以上:既に健康問題が発生している可能性大。

- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3.実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」(※2)を踏まえた業務の見直し

(※2) 文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」(以下、「3分類」とする。)

イ 学校以外が担うべき業務

a. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」1関係)

- ・ 3分類において、登下校時の通学における日常的な見守り活動等は、学校以外が担うべき業務として分類されていることを保護者や地域に対し周知し、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進することに努める。

b. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」2関係)

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、草津警察署が通常行うパトロールに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

c. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」5関係)

- ・ 令和8年度中に保護者等懇談の音声記録のためのICレコーダーや、電話通話録音機器をすべての小中学校に整備し、保護者等の過剰な苦情や不当な要求を抑制し、適切に対応するための仕組みづくりを行う。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

d. 調査・統計等への回答(「3分類」6関係)

- ・ 校務支援システムの機能やエクセルの集計機能、AI等を効果的に活用することによって、栗東市から学校に発出する調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・ 共同学校事務室学校事務体制の継続に向けた方針を令和8年度中に立て、体制の実現を目指す。

e. ICT機器・ネットワークの保守管理(「3分類」8関係)

- ・ 市が雇用するICT支援員を各校に巡回派遣する体制を構築し、ICT機器の使用や、ネットワークの保守等に係るヘルプデスク機能を高める。

f. 児童生徒の休み時間における安全への配慮(「3分類」11関係)

- ・児童生徒の休み時間における安全配慮等の課題に対しては、地域住民等の一層の支援を引き出せるよう、市内学校へコミュニティスクールの導入促進を図り、学校課題の解決に地域学校協働活動等がつながるよう支援していく。

g. 部活動(「3分類」13関係)

- ・国の方針に則り令和11年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開の実現を目指す。令和8年度は、受け皿となる地域クラブ数を拡充する【令和7年度3クラブ】。
- ・国の補助金や独自の財源を活用した地域クラブの運営体制を令和8年度中に構築する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

h. 授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」15,16関係)

- ・教材の印刷や提出物の確認等補助的な業務を行う教員業務支援員の全校配置を継続するよう県へ要望する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等の活用や、活用事例の共有によって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

i. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」19関係)

- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、校内教育支援センター専任支援員の全校配置により支援体制を整備するとともに、支援員の業務マニュアルの浸透や、効果的な活用事例の共有により質的な向上を目指す。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への適正な配置を継続する。

(2) 学校における措置の推進

所管の学校における以下の措置を推進し、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校は、各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直し、児童生徒への対応や研修等有効に活用する。
- ・学校は、当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により成績処理業務や帳簿作成などの校務を効率化するとともに、デジタルドリルの活用を促し「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」における「宿題のデジタルドリル教材での実施」に係る自己点検の達成状況を、18.2%【R6】から50.0%にする。
- ・教頭の業務改善を目指し、教頭業務の平準化に向けた調査を開始するとともに、「教頭マネジメント支援員」の配置拡充について県へ要望する。また、県が配置する「ワークライフバランス(WLB)加配」を有効活用し、校長のマネジメント機能を高める。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・教職員の心身の健康問題についての相談窓口を学校教育課に設置する。
- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中には6日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。

4.関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実効性を確保するため、以下に取り組むとともに、学校のフォローアップに努める。

- ・取組の着実な実行を図るため、栗東市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、栗東市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムにより把握する。その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・柔軟な働き方につながる早出遅出勤務制度等の導入を検討するとともに、補充体制の確立について県へ要望する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。また、諮問機関である栗東市「学校における働き方改革」推進協議会との連携を深め、学校内のさまざまな立場の職員からの意見を聴取する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校協議会や学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、首長部局と連携し、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。